

2023 年中部学生ゴルフ連盟 主催競技 ローカルルールと競技の条件

2021 年度 CSGU 主催競技は R&A と USGA が承認したゴルフ規則（2019 年 1 月施行）と下記のローカルルールと競技の条件を適用する。ローカルルールと競技の条件の修正や追加については各競技会の競技規定やプレーヤーへの注意事項、および各会場の公式掲示板で確認すること。下記に参照するローカルルールの全文については 2019 年 1 月発効の「ゴルフ規則のオフィシャルガイドを参照すること（www.jga.or.jp で閲覧可）。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（ストロークプレーでは 2 罰打）。

重要

アマチュア資格規則改定に伴う

中部学生ゴルフ連盟・日本学生ゴルフ連盟のローカルルールについて

2022 年 1 月 1 日より、新しいアマチュア資格規則が施行される事となりました。日本学生ゴルフ連盟（以下、本連盟）では、関係団体との打合せを重ね、また加盟員の意見を踏まえた上で、以下の内容のローカルルールを定める事と致します。ゴルフは審判のいないスポーツと言われ、参加者全員が規則を守る事を前提として成り立つスポーツです。

スポーツ庁からも、今回の規則改定により過度な商業主義に偏り勝利至上主義が主体となり、学生スポーツの本質を変えないようにすべきとのご指導を受けております。

加盟員の皆様におかれましては本ローカルルールを厳守してクラブ活動を行う事を要望します。

1. 競技費用の授受に関して

新アマチュア規則通りとする。

但し、競技の成績の見返りとして、金銭の授受が行われる事は認めない。

2. スポンサーやエージェントとの契約に関して

新アマチュア規則通りとする。

但し、下記の項目は認めない。

- 1) 反社会的勢力やそれに関わる団体、またそれらが運営するレクリエーション施設や関連事業等の団体との契約。

2) 学生スポーツ(未成年者含む)に相応しくない業種、団体については認めない。

尚、スポンサー等との契約に関しては、加盟校、加盟員がそれぞれの責任において選択及び締結を行い、本連盟はその契約についての一切の責任は負わないものとする。

3. 氏名、肖像の宣伝・広告の利用と報酬に関して

新アマチュア規則通りとする。

但し、企業のコマーシャルロゴの衣類などへの表示については以下のように定める。

1) コマーシャルロゴの表示場所は、ユニフォーム、帽子、キャディーバッグのみとする。

2) コマーシャルロゴは、加盟校ごとに大きさ、デザインを統一し、ユニフォーム、帽子、キャディーバッグへの表示場所も同一にすること。

3) コマーシャルロゴの大きさは「外周が22cm以内」とし、それぞれの用品に3ヶ所までとすること。但し上記個数には加盟校名や、加盟校を示すマーク類は数えない。

また、一般市販品に予めついている製造メーカーロゴ等で3ヶ所を超えた場合は、それに追加して1ヶ所まで認める。

※ユニフォーム：加盟校の部員が着用する共通の着衣全て。(シャツ、ズボン、防寒具、防雨具)

※コマーシャルロゴ：会社名、製品名、サービス名など、特定の物などをアピールするもの。

※一般市販品：誰もが市場で購入可能な製品。(特注品以外の物)

2022年度より、中部学生ゴルフ連盟主催競技において「クラブの長さを制限するローカルルール(G-10)」、および「溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求めるローカルルール(G-2)」の採用を行う。

1. クラブの長さを制限するローカルルール(G-10)

ストロークを行う時、プレーヤーはパターを除き46インチの長さを超えるクラブを使ってはならない。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格。

こうした長さの仕様に適合しないクラブを持ち運んでいるだけで、そのクラブでストロークを行っていないのであれば、このローカルルールに基づく罰はない。

2. 溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求めるローカルルール(G-2)

ストロークを行う時、プレーヤーは2010年1月1日に施行された用具規則の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。

<対象競技>

中部学生・日本学生ゴルフ連盟が主催する全ての競技

*日本学生ゴルフ選手権競技

*日本女子学生ゴルフ選手権競技

*は日本ゴルフ協会(JGA)主催競技

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ (規則 18.2)

アウトオブバウンズは白杭および白線で定める (定義「アウトオブバウンズ」参照)。

2. ペナルティーエリア (規則 17)

(a) 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ

(b) ペナルティーエリアが境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで及び、その境界と一致する。

(c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型 B-2.1 に基づいて反対側の救済を受けることができる。

ペナルティーエリアのためのドロップゾーン

ペナルティーエリアのためのドロップゾーンが設置される場合、1打の罰に基づく救済の追加の選択肢となる。ドロップゾーンは救済エリアであり、球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアに止まらなければならない。

3. 異常なコース状態 (動かせない障害物を含む) (規則 16)

(a) 修理地

(1) 白線で囲まれた区域

(2) 競技委員が異常な損傷とみなした地面 (例: ギャラリーの動きによって生じた損傷区域)

(3) フレンチドレイン (石を敷き詰めた排水用の溝)

(4) 張芝の継ぎ目; ローカルルールひな型 F-7 を適用する。

(5) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下

に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則 16.1 に基づく救済を受けることができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

(b) 動かさない障害物

- (1) 白線の区域と動かさない障害物がつなげられている場合、ひとつの異常なコース状態として扱われる。
- (2) 動かさない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべてのものは、ひとつの異常なコース状態として扱われる。
- (3) ウッドチップやマルチ（木屑）などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチップやマルチ（木屑）などの個体はルースインペディメントである。
- (4) U 字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない（例外：ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にある U 字排水溝）。
- (5) 人工の表面を持つ道路に隣接している U 字排水溝はその道路の一部として扱う。

(c) 地面にくい込んだ球

規則 16.3 は次のように修正される：バンカーの上方の積み芝の面にくい込んだ球について罰なしの救済は認められない。

4. 不可分な物

次のものは不可分な物であり、罰なしの救済は認められない：

- (a) 所定の場所にあるバンカーライナー
- (b) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物
- (c) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング（枕木等の構築物）

5. 恒久的な高架の送電線

ローカルルールひな型 E-11 を適用し、次のように修正する：プレーヤーの球がインバウンズの送電線に当たったことが分かっているか、事実上確実な場合、そのストロークはカウントしない。そのプレーヤーは規則 14.6 にしたがって直前のストロークを行った場所から罰なしに球をプレーしなければならない。

例外：高架線の鉄塔や支柱に球が当たった場合には適用しない。

6. クラブと球

- (a) 適合ドライバーヘッドリスト：プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーは、R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに

掲載されているクラブヘッド（モデルとロフトで識別される）を持つものでなければならない。

例外—1999年より前のドライバーヘッド：1999年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーは、このローカルルールから免除される。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

- (b) 溝とパンチマークの仕様：ストロークを行う時、プレーヤーは2010年1月1日に施行された用具規則の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

- (c) 適合球リスト：ストロークを行う時に使用する球は、R & Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていないなければならない。

このローカルルールの違反の罰：失格

注：適合クラブと球の更新されたりリストは www.jga.or.jp

あるいは www.randa.org で閲覧できる。

7. プレーの中断（規則 5.7）

次の信号がプレーの中断と再開に使われる：

差し迫った危険のための即時中断—1回の長いサイレン

危険な状況ではない中断—3回の連続する短いサイレン

プレーの再開—2回の連続する短いサイレン

注：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

8. 練習（規則 5.2）

- (a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間

ローカルルールひな型 I-1.2 を適用し、規則 5.2b は次の通り修正される：「ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。」規則 5.2 の違反の罰：規則 5.2 の罰則規定を参照。

例外：プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習のために使うことができる。

- (b) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くで練習することを禁止するローカルルールひな型 I-2 を適用し、規則 5.5b は次の通り修正される：

「2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない：

- ・終了したばかりのバッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- ・終了したばかりのバッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってバッティンググリーン面をテストする。」

9. 移動

ラウンド中、プレーヤーやキャディーは動力付きの移動機器に乗車して移動してはならない（ただし、委員会が承認する場合や、事後承認した場合を除く）。ストロークと距離の罰に基づいてプレーする（あるいはプレーした）プレーヤーは常に動力付きの移動機器に乗車して移動することが承認される。プレーヤーは違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。2つのホールの間の違反は次のホールに適用される。

10. キャディー

プレーヤーのキャディーの使用を禁止する。

競技の条件

11. 参加資格

プレーヤーは各競技の「競技の条件で定められる参加資格の条件を満たしていなければならない。

12. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

13. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、CSGUにより会場で公表される。

14. 競技の結果—競技の終了

(1.a) 本選競技

競技の結果は競技委員長より最終成績が正式に発表されることで、その競技は終了となる。

(1.b) 予選競技

競技の結果は最終成績表が競技会場の公式掲示板に掲載されたときに最終となる。

注意事項

15. 参加の取り消し

委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレイヤーの参加資格を取り消すことがある。

16. 行動規範

プレイヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には「CSGUの行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

中部学生ゴルフ連盟